

2020年11月18日

各位

一定金額以下の預金口座解約手続きにおける 「印鑑不要化」をはじめとする手続き簡素化の実施について

株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄）は、一定金額以下の預金口座解約手続きにおいて、届出印の押印を不要とするほか、手続き書類の一部を不要とすることといたしますので、下記のとおり概要をご案内いたします。

従来、預金口座の解約手続きにおいては、所定の解約依頼書への届出印の押印が必要であったことに加え、通帳または印章も同時に紛失していた場合には、それぞれ所定の書類のご提出をお願いしておりました。

今般、個人および個人事業主のお客さまを対象に、一定の条件を満たす場合においては、運転免許証等の本人確認書類のご提示などにより簡素な手続きで解約できることとし、お客さまの利便性向上をはかるものです。

記

1. 取扱開始日
2020年12月1日（火）
2. 対象となるお客さま
個人のお客さま、個人事業主のお客さま
3. 内容
 - (1) 残高1万円以下の普通預金（含、決済専用型）、貯蓄預金、納税準備預金の各口座、および残高0円の定期預金口座
 - ①簡素化手続き 解約依頼書への押印不要、喪失届不要
 - ②解約金の扱い 本人口座への振込みまたは現金支払い
 - (2) 残高100万円未満のすべての円貨預金口座ならびに外貨普通預金、外貨貯蓄預金および外貨定期預金 *外貨預金はTTBで計算した円貨額
 - ア. 印章を喪失した口座を解約する場合
 - ①簡素化手続き 解約依頼書への押印不要、喪失届不要
 - ②解約金の扱い 現金支払いまたは本人口座への振込み
 - イ. 通帳および印章を喪失した口座を解約する場合
 - ①簡素化手続き 受領証および喪失届への押印不要
 - ②解約金の扱い 現金支払いまたは本人口座への振込み
*振込の場合は受領証も不要
4. ご提示いただくもの
通帳（喪失していない場合）、キャッシュカード（発行されている場合）
運転免許証等の本人確認書類
5. 受付場所
全店店頭窓口での取扱い可

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

事務部 事務統括グループ 鶴飼・伊納	TEL (058-266-5202)
経営企画部 ブランド戦略室（広報担当）	TEL (058-266-2512)